

新しい介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に受けることができます。

01 総合事業のサービス

総合事業サービスは大きく2つの事業に分けられます。

①介護保険の要支援1、2の認定を受けた人や事業対象者と判定された人を対象に行います。

【介護予防・生活支援サービス】

- ・訪問型サービス（ヘルパーなどによる身体介護や掃除洗濯などの生活援助サービス）
- ・通所型サービス（通いのデイサービスなど）
- ・生活支援サービス（見守りサービスなど）

②65歳以上のすべての人を対象に行います。

【一般介護予防事業】

02 現在の要支援認定から変わることに

事業の枠組みが変わる以外、大きくは変わりません。認定期間中は継続して同じサービスを利用できます。

更新の際、要支援に認定されるか、事業対象者に判定された場合、総合事業を利用できます。

【移行後のイメージ】

■要支援1、2・事業対象者

・訪問介護、福祉用具など → 今までどおり

・訪問介護、通所介護 →

訪問型サービス
通所型サービス
生活支援サービス
◎現行サービスメニューを含む
多様な主体によるサービス※1

※1 多様な主体によるサービス
今ある事業所だけでなく、NPO法人、住民主体のボランティアなどが実施するサービス

03 総合事業サービスを受けるまで

まずは各地域包括支援センターに相談してください。相談内容や希望のサービス、本人の状態に応じて、介護認定の申請の受け付けや基本チェックリスト※2を使って、事業対象者の判定を行います。65歳以上のすべての人を対象にした「一般介護予防事業」の紹介もします。

※2 基本チェックリスト
生活機能を確認できる質問票。介護認定を受けなくても、このリストの判定に応じて、総合事業のサービスが利用できます。

【まずはご相談ください】

■ 問合せ

【制度に関して】

高齢介護課包括ケア推進係
☎9167

【サービス利用の相談に関して】

- ・地域包括支援センターはつかいち ☎9158
- ・地域包括支援センターさいき ☎2828
- ・地域包括支援センターおおの ☎0251

地域で安心して暮らし続けるために、
総合事業を利用して自立した生活を続けましょう



24時間の納付が可能に

納付できる市税など

市県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収分）、介護保険料（普通徴収分）、後期高齢者医療保険料（普通徴収分）、保育料、延長保育料、住宅使用料、住宅駐車場使用料、留守家庭児童会利用料

取り扱いコンビニエンスストア

ココストア、サンクス、セブン-イレブン、ファミリーマート、ポプラ、ローソンなどの25のコンビニエンスストア。詳しくは、納付書の裏面に記載されていますので、確認してください。

使用できる納付書

- ・平成27年11月24日以降に発行されたバーコード印字のある納付書
- ※以下の納付書はコンビニで使用できません
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・バーコードがないものや、汚れや破損などによりバーコードが読み取れないもの
- ・金額を訂正した納付書



夜間納税窓口

毎月2回、17時30分～20時に廿日市市役所1階税制収納課で納付窓口を開設します。仕事などの都合で、金融機関での納付が難しい場合に利用してください。また、口座振替の手続きや納付相談にも応じています。

12月の開設日

12月21日(月)・22日(火)

【12月の納期限】 固定資産税 第3期 国民健康保険税（普通徴収）第6期 介護保険料（普通徴収）第6期
後期高齢者医療保険（普通徴収）第6期

コンビニ利用で、
市税の納付が便利に

問合せ
税制収納課 ☎9110

これまで、金融機関などの窓口でしか納付できなかった市税などが、全国のコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。コンビニエンスストアでは、休日や夜間も、手数料不要で納付できます。